

令和6年度 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

1 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の必要性

平成26年10月1日から、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種になりました。
対象者は、65歳のかたのみです。

※70歳以上で、これまで一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがないかたも対象としていた時限措置は、令和6年3月31日に終了し、令和6年度からは65歳のかたのみが対象となりました。

日本人の死亡原因として、「がん」、「心疾患」、に次ぐ上位に「肺炎」があります。
肺炎は、細菌やウイルスなどが肺に入り込んで炎症が起きる病気です。肺炎の病原菌として最も多いのが肺炎球菌で、約4分の1を占めています。肺炎球菌は93種類あるとされ、高齢者肺炎球菌ワクチンは、このうち23種類に対して予防効果が期待でき、この23種類は、成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占めるとい研究結果があります。

ただし、この23種類以外の肺炎球菌や、他の細菌やウイルスによる肺炎について予防することはできませんので、日頃から肺炎の予防を心がけた生活を送ることが重要です。

2 予防接種の実施

1) 対象者 川口市民で、今までに高齢者肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）を受けたことがなく、①又は②に該当するかた

- ① 接種日時点で65歳のかた
※65歳になる前に接種した場合、66歳の誕生日以降に接種した場合は対象外です。
- ② 満60歳以上65歳未満のかたで、心臓、じん臓、呼吸器、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者1級程度の障害を有するかた（身体障害者手帳の写し、または医師の診断書が必要となります。対象となるかどうかかわからない場合は、健康増進課にお問い合わせください。）

※①・②とも、市の補助の有無を問わず、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがあるかたは、定期接種の対象とはなりません。また、過去に接種したかたが5年以内に再接種すると、注射部位の痛みや腫れなどの副反応が強く高い頻度で発現することがあります。接種歴は必ず確認してください。

2) 自己負担金 3,000円
※上記対象者のうち、生活保護世帯のかたは、生活保護受給証の写し、中国残留邦人等支援受給者のかたは、本人確認証の写しを医療機関に提出することで、自己負担金免除となります。各受給者のかたでも、対象者に当てはまらない場合は任意接種（全額自己負担）となりますのでご注意ください。

※県内の委託医療機関以外で接種を受けた場合、全額自己負担となります。

3) 接種方法 23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチンを1回接種

4) 対象期間 65歳のあいだ

※接種日に65歳でないかたは、対象外です。

※対象期間を過ぎると定期接種として受けることはできません。

※免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことにより、この期間内に接種ができなかった場合には健康増進課にお問い合わせください。

5) 実施場所 裏面「委託医療機関」に電話等でご予約の上、接種を受けてください。

※裏面の医療機関以外に、埼玉県内の一部の医療機関でも予防接種が可能です。対象の医療機関は埼玉県医師会のホームページでご確認ください。

- 6) 持ち物 ① 予診票
② 健康保険証、マイナンバーカードなど年齢や住所が確認できるもの
③ 対象者②に該当するかたは、身体障害者手帳の写し等
④ 自己負担金免除に該当するかたで、
生活保護世帯のかたは、生活保護受給証の写し
中国残留邦人等支援受給者のかたは、本人確認証の写し

7) 他の予防接種との間隔 他のワクチン（新型コロナワクチンを除く）との接種間隔に制限はありません。

8) 高齢者の肺炎球菌感染症ワクチンの効果持続期間 ワクチン接種による予防効果は、健康な成人で5年以上持続するとされています。

3 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の副反応

接種後に、注射部位の腫れ、痛み、ときに軽い発熱等の副反応がみられることがありますが、通常2～3日で消失します。高熱や体調の変化、その他に心配な症状がある場合は、医療機関を受診してください。

肺炎球菌予防接種により重い副反応が生じ、入院治療が必要なほどの健康被害が生じた場合は、医療費および医療手当等の給付により、健康被害を救済する制度があります。救済を申請し、国による審議の結果、予防接種と健康被害の因果関係があると認定された場合は、救済を受けることができます。

4 予防接種を受けることができないかた

- 1) 明らかに発熱しているかた（37.5℃以上）
- 2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた
- 3) 高齢者肺炎球菌感染症予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（接種後約30分以内に起こる、ひどいアレルギー反応）を起こしたことがあることが明らかなかた
- 4) その他、予診等で医師が接種に不適切な状態だと判断した場合等

5 予防接種を受ける前

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種について、気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師に相談し、十分に納得した上で、接種を受けてください。予診票は接種を受けるかたが責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

特に次のかたは、医師によく相談するようにしてください。

- 1) 予防接種で接種後2日以内に発熱がみられたかた及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があったかた
- 2) 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けているかた
- 3) 今までにけいれんを起こしたことがあるかた
- 4) 今までに免疫不全の診断がなされているかた及び近親者に先天性免疫不全症の者がいるかた
- 5) 肺炎球菌予防接種の成分に対してアレルギーをおこすおそれがあるかた

6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- 1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- 2) 予防接種を受けた日の入浴は可能ですが、注射したところをこすらないでください。また、激しい運動や過度の飲酒は避けてください。